

第 765 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和5年6月6日（火）14時から
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) ブルネイにおける CPTPP の発効日等について
（業務部 原産地調査官部門 阿部 原産地調査官）
 - (2) 原産地証明書のデータ交換のパイロット運用における取扱いの一部変更について
（業務部 原産地調査官部門 阿部 原産地調査官）
 - (3) 誤びゅう削減のお願い
（調査部 調査統計課 石井課長）
 - (4) 「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」の検査装置更新期間の延長について（資料なし）
（監視部 検査総括第 1 部門 久保田 統括監視官）
4. 連絡事項等



原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

現在位置：原産地規則ポータル>協定・法令等>ブルネイにおける CPTPP の発効日等について

ブルネイにおける CPTPP の発効日等について

2023 年 5 月 24 日

2023 年 7 月 12 日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）が未発効となっていたブルネイについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、ブルネイを原産地とする CPTPP 上の原産品について、同協定に基づく特惠税率（以下「EPA 税率」という。）（※）を適用することが可能となります。

（※）国別譲許品目を除いて、CPTPP が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

CPTPP の規定を満たす産品については、

- ・ ブルネイについて CPTPP が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
- ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、ブルネイについて CPTPP が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、

必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。

【リンク】

（参考）内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP [「ブルネイによる CPTPP 発効のための国内手続完了の通報」](#)

現在位置： [原産地規則ポータル](#) > [原産地証明手続](#) > 原産地証明書のデータ交換について

原産地証明書のデータ交換について

【重要なお知らせ】パイロット運用における取扱いの一部変更について(令和5年5月29日)

今般、インドネシア発給機関より、同機関の発給システムに技術上の問題が生じたため、一時的にe-COの発給を停止し、令和5年5月22日からe-COの発給を再開した旨の連絡がありました。

e-COの発給が停止されている間、日本での輸入申告におけるe-COの利用状況を確認できなかったことから、輸入申告の際にe-COに併せて提出をお願いしているe-COの控えの提出を求める期間を下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

輸入申告の際にe-COの提出に併せてe-CO控えの提出を求める期間

【変更前】令和5年5月1日から令和5年5月31日まで

【変更後】令和5年5月1日から令和5年6月25日まで

本パイロット運用において安定的な運用が見込めることが確認できた場合は、本格運用に移行し、輸入申告の際にe-COの提出のみを求める予定です。本格運用への移行については、決まり次第、本HPでお知らせいたします。

[日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領\(令和5年5月改訂\)](#)

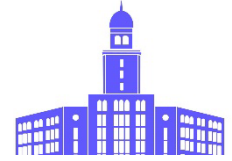
なお、現在、インドネシア発給機関においては、e-COのほか、紙の原産地証明書の発給にも対応しております。

2023年4月

各位

横浜税関

誤びゅう削減のお願い



平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

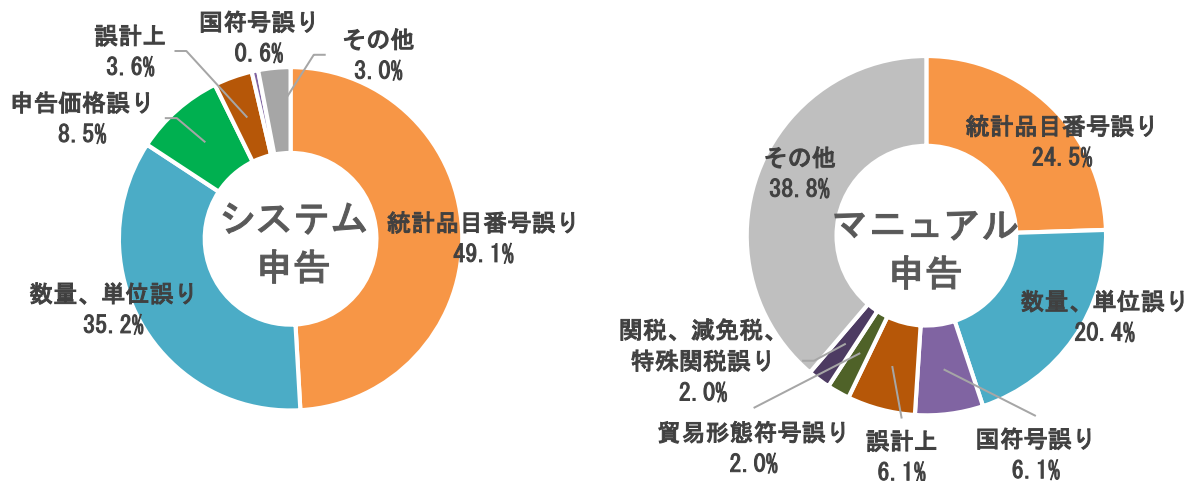
輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

横浜税関では2022年に発生した「誤びゅう原因」並びにこれまでに発生した主な「誤びゅう事例」を取りまとめましたので、これらを参考にして頂き、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いいたします。

(1) 誤びゅうの主な原因

2022年に発生した誤びゅうの主な原因は、システム申告においては、「統計品目番号」及び「数量・単位」によるものが全体の8割超を占めています。マニュアル申告においては、システム申告同様「統計品目番号」、「数量・単位」誤りのほか、単純な記載ミスが多く見られます。

2022年の誤びゅう原因



(2) 誤びゅう事例

① 統計品目誤り

【事例1】 国と品目の疑義

ブラジルからの針葉樹のパルプの輸入は疑義があるとの照会を受け、輸入者へ根拠資料（学名などがわかるもの）の提示を求め確認したところ、針葉樹でないことが判明。

【事例2】 製品詳細の未確認

地熱発電所用蒸気タービンの輸入申告において、その他のタービンと申告すべきところ、船舶推進用として申告。

※注意点

材質や用途等により、統計品目番号が異なる貨物については、商品説明や製造工程を入手したりするなど、詳細をよく確認する必要があります。また、品目の動向については関係業界から注目されているので注意が必要です。

②数量、単位の誤り

【事例 1】申告数量の誤り

ダンプカーの輸出申告において、第 2 数量の単位は「NO」であるところ、貨物重量 (KG) の数値を個数の値として申告。

【事例 2】申告数量の換算誤り

アルミニウム合金の輸入申告において、数量単位 (KG) で申告すべきところ、インボイス記載の数量単位 (MT) の数値で申告。

※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースや、KG と MT、GR と KG、L と KL など、インボイスに記載の単位と申告単位 (第 1 単位及び第 2 単位) を誤るケースが多く発生しています。

申告の際、数量が不自然に大きく (小さく) なっていないか、また第 1 数量と第 2 数量の関係が不自然になっていないかどうか、よく確認する必要があります。

特に、木材等に係る申告については、単位換算の際の計算ミスや、単位の誤認 (CM と SM)、コンテナのサイズに注目し、不自然な数量になっていないか注意してください。

③申告価格の誤り

【事例 1】通貨種別の入力誤り

アルミスクラップの輸出申告において、インボイスに記載の通貨種別「JPY」を誤って「USD」と入力して申告。

【事例 2】申告価格の入力誤り

コーヒー豆の輸出申告において、インボイスに記載の価格のピリオドとカンマと見誤って申告。

※注意点

通貨種別の誤りは、インボイスには正しい通貨種別が記載されており、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

また、ピリオドとカンマとの違いにより 1,000 倍の誤りが発生するため、不自然に大きい (小さい) 数字の場合は必ず確認をお願いします。

④計上誤り

【事例1】無償の救じゅつ品

乳児用ミルクの輸出申告において、インボイスに無償の救じゅつ品である旨の記載があり、外貿基 21-2(3)に規定する普通貿易統計計上除外貨物として、統計品目番号の末尾に「E」を入力すべきところ、入力せず統計計上貨物として申告

【事例2】通過貿易統計計上貨物

中古車の積戻し申告において、通過貿易統計計上貨物であったことから、統計品目番号の末尾に「T」を入力すべきところ、誤って再輸出入識別符号「Y」を入力して申告。

※注意点

統計計上については、「外国貿易等に関する統計基本通達」により、普通貿易統計及び通過貿易統計への計上の要否を確認いただくとともに、統計品目番号末尾に付す「Y」、「E」、「T」それぞれの違いについてご理解願います。

今回ご紹介した事例は一例ですが、誤びゅうの多くは、統計品目番号、数量、申告価格及び国符号等の誤りに起因しています。

通貨単位や数量単位の誤りなどの単純なミスにより、価格や数量が100倍、1,000倍になることもあります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いいたします。

また、システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」（統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合）や「L」（単価の範囲を下回っている場合）が出力されていることが数多くあります。

「H」または「L」が表示された際は、高価または安価な理由を確認するだけでなく、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などの入力内容に誤りがないか再確認をお願いいたします。（次ページの「価格再確認欄に表示が出た場合について」をご参照下さい。）



別添資料「[誤びゅう防止にご協力ください](#)」のチェック項目について、申告前にもう一度確認を行う等、誤びゅう防止にご協力をお願いします。

●価格再確認欄に表示が出た場合について

申告価格 (CIF) ¥653,087,000 品目番号 7601.20-000 価格再確認 [H]
 数量 (2) 1,499 KG



アルミニウム合金
¥435,681/KG

統計品目番号・価格は合っている？

統計品目番号はアルミニウム合金！
価格はインボイスどおり！

【ポイント】
単価、単位重量を
チェック！

重量は合っている？

インボイスに記載されていた
重量は 1,499MT

単位が違う！

重量が「MT」の単位の数値のままで申告！→1,499,400KGに訂正
単価も¥435/KGになり、プライスレンジ内に！

申告価格 (CIF) ¥1,226,000 品目番号 8421.99-000 価格再確認 [L]
 数量 (1) 184,000 NO
 数量 (2) 247 KG



ろ過機
¥6.6/NO

統計品目番号・価格・数量は合っている？

統計品目番号は自動車用内燃機関の吸気用のろ過機
価格と数量はインボイスどおり！

【ポイント】
品名、用途を確認。
貨物が何であるかを
よく確認のうえ、
分類を検討する！

自動車用内燃機関の吸気用のろ過機で合っている？

インボイスに記載されていた
品名はろ過機用のフィルター



統番がまちがっていた！ 8421.31-000（部分品）に訂正



輸出入申告をされる皆様へ

2023年4月
横浜税関

誤びゅう防止にご協力ください！

貿易統計データは、我が国の経済政策策定のための基礎資料や各業界の貿易指標等に幅広く利用されており、データの誤びゅうは、貿易統計の信頼性を揺るがし、国際間の摩擦を引き起こしかねません。

- ✓ 統計品目番号(分類)は正しいですか？
- ✓ 計上単位(KG、MT等)は正しいですか？
- ✓ 通貨種別(USD、JPY等)は正しいですか？
- ✓ カンマと小数点を見間違えていませんか？
- ✓ 国コード、港コード、特惠符号は正しいですか？
- ✓ 特に、NACCS画面の価格再確認欄に「L」、「H」が表示された場合は、申告単価の再確認をお願いいたします！！

